

和歌山県県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領

[沿革]	平成15年	7月30日	(制定)
	平成17年	7月1日	(一部改正)
	平成21年	4月1日	(一部改正)
	平成22年	4月1日	(一部改正)
	平成22年	7月1日	(一部改正)
	平成23年	4月1日	(一部改正)
	平成24年	11月1日	(一部改正)
	平成25年	4月1日	(一部改正)
	平成26年	4月1日	(一部改正)
	平成29年	4月1日	(一部改正)

(目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事(建築・設備工事等)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他関連する請負工事について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- (1)災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- (2)単価契約による工事

(評定者)

第3 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)第4条及び建設工事請負契約書第31条に定める検査員並びに同契約書第9条に定める監督員及び担当班長(ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等)(以下「担当課長等」という。)とするものとする。

(評定の方法)

- 第4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
 - 3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第31条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成(以下「一部完成」という。)後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
 - 4 検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

(評定様式)

- 第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(建築・設備工事等)」(以下「審査項目別運用表(建築・設備工事等)」という。)によって採点するものとする。
 - 3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される審査項目運用表によって採点するものとする。

(評定の結果の提出)

第6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領(平成15年4月1日施行)により行うものとする。

別表 1

評定者	考查項目	細 別	工 種	様式番号	備 考
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 4 ①	
		II. 配置技術者			
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 4 ②	
		II. 工程管理		別紙 4 ②	
		III. 安全対策		別紙 4 ③	
		IV. 対外関係		別紙 4 ③	
	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		別紙 4 ④	
		II. 品質	建築工事	別紙 4 ⑤ー建築	
			電気設備工事	別紙 4 ⑤ー電気	
			機械設備工事	別紙 4 ⑤ー機械	
			解体工事	別紙 4 ⑤ー解体	
	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙 4 ⑥ー 1	
				別紙 4 ⑥ー 2	
		II. 県産品、県認定 リサイクル製品		別紙 4 ⑦	
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 5 ①	
		II. 安全管理		別紙 5 ①	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		別紙 5 ②ー 1	
				別紙 5 ②ー 2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		別紙 5 ③	
	7. 法令遵守等			別紙 5 ④	
検査員	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 6 ①	
	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		別紙 6 ②	
		II. 品質	建築工事	別紙 6 ③ー建築	
			電気設備工事	別紙 6 ③ー電気	
			機械設備工事	別紙 6 ③ー機械	
			解体工事	別紙 6 ③ー解体	
		III. 出来ばえ	建築工事	別紙 6 ④ー建築	
			電気設備工事	別紙 6 ④ー電気	
			機械設備工事	別紙 6 ④ー機械	
			解体工事	別紙 6 ④ー解体	

別表２（契約金額が１，５００万円未満の場合）

評定者	考查項目	細 別	工 種	様式番号	備 考
監督員	１．施工体制	I．施工体制一般		別紙９	
		II．配置技術者			
	２．施工状況	I．施工管理		別紙９	
		II．工程管理		別紙９	
		III．安全対策		別紙９	
		IV．対外関係		別紙９	
	３．出来形及び 出来ばえ	I．出来形		別紙９	
		II．品質		別紙９	
	５．創意工夫	I．創意工夫		別紙４⑥－１	
				別紙４⑥－２	
		II．県産品、県認定 リサイクル製品		別紙４⑦	
担当課長等	２．施工状況	I．工程管理		別紙10	
		II．安全管理		別紙10	
	４．工事特性	I．施工条件等への 対応		別紙５②－１	
				別紙５②－２	
	６．社会性等	I．地域への貢献等		別紙10	
	７．法令遵守等			別紙５④	
検査員	２．施工状況	I．施工管理		別紙10	
	３．出来形及び 出来ばえ	I．出来形		別紙10	
		II．品質		別紙10	
		III．出来ばえ		別紙10	

工 事 成 績 評 定 表									
					平成	年	月	日	
振興局名					部名		課名		
事務所名							課名		
課名									
1.完成検査			2. 中間検査		第 回		3. 一部完成検査		
工事名			平成 年 第 号 ー 工事						
契 約 金 額			当初： 円			最終： 円			
工 期			自：平成 年 月 日			自：平成 年 月 日			
			至：平成 年 月 日			至：平成 年 月 日			
完 成 年 月 日			平成 年 月 日						
完 成 検 査 年 月 日			平成 年 月 日						
中 間 検 査 年 月 日			第1回:平成 年 月 日			第2回:平成 年 月 日			
受 注 者 住 所 氏 名									
現 場 代 理 人 氏 名									
主 任 技 術 者 氏 名									
監 理 技 術 者 氏 名									
監 督 員 所 属 ・ 氏 名			印						
担 当 課 長 等 所 属 ・ 氏 名			印						
完 成 検 査 検 査 員 所 属 ・ 氏 名			印						
中 間 検 査 検 査 員 所 属 ・ 氏 名			印						
① 監 督 員 評 定 点			点						
② 担 当 課 長 等 評 定 点			点						
③ 中 間 検 査 検 査 員 評 定 点			点						
④ 完 成 検 査 検 査 員 評 定 点			点						
⑤ 法 令 遵 守 等			点						
⑥ 評 定 点 合 計			点						
注1) 中間検査があった場合 (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)－⑤＝評定点合計(⑥) 中間検査がなかった場合 (①×0.4+②×0.2+④×0.4)－⑤＝評定点合計(⑥) 2) 中間検査があわせて2回以上あった場合、③の評定点は中間検査評定点の平均値を記入する。 3) 一部完成の場合は、担当課長等、監督員及び検査員が各評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。 5) 法令遵守等は、担当課長等が記入する。									

別紙 2

工事成績採点表〔完成、一部完成〕

工 事 名	平成 年度	第 号-												契約金額(当初)		円		契約金額(最終)		円														
受注者名	工 事													工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日						完 成 年 月 日		平成 年 月 日											
		① 監督員					② 担当課長等							③ 検査員(中間)						③ 検査員(中間)						④ 検査員(完成・一部完成)								
		氏名					氏名							氏名						氏名						氏名								
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ (最大20点) ～ 0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+ ～ 0																																
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	(IとIIを合わせて最大7点)																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点							± . 点						± . 点						± . 点								
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点							③ . 点						③ . 点						④ . 点								
評 定 点 計		_____点 ○中間検査があった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※但し、③中間が2回以上の場合は平均値 ○中間検査がなかった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点																																
7.法令遵守等 ※7							点																											
評定点合計 ※8		点 ○評定点計(点)－法令遵守等(点) = 点																																
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外							※ 不履行時:「7. 法令遵守等」の減点評価対象																				
所 見 ※5		(監督員)									(担当課長等)									(検査員)														

- | | |
|----|---|
| ※1 | 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加点点合計) = 評定点
各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。 |
| ※2 | 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。 |
| ※3 | 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
「Ⅰ. 創意工夫」と「Ⅱ. 県産品、県認定リサイクル製品」は個別に評価するものとするが、評定点はⅠとⅡを合わせて最大7点までとする。 |
| ※4 | 4.、5.、6.は加点点評価のみとする。また、法令遵守は、減点点評価のみとする。 |
| ※5 | 所見は必ず記載する。 |
| ※6 | 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとする。 |
| ※7 | 法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。 |
| ※8 | 評定合計は、四捨五入により整数とする。 |
| ※9 | 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。 |

細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細 別	①監督員	②担当課長	③検査員（中間）	③検査員（中間）	④検査員（完成・一部完成）	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0. 4 + 2. 9 = 点					点 3. 3点
	II. 配置技術者	() × 0. 4 + 2. 9 = 点					点 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0. 4 + 2. 9 = 点		() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	点 13. 0点
	II. 工程管理	() × 0. 4 + 2. 9 = 点	() × 0. 2 + 3. 2 = 点				点 8. 1点
	III. 安全対策	() × 0. 4 + 2. 9 = 点	() × 0. 2 + 3. 3 = 点				点 8. 8点
	IV. 対外関係	() × 0. 4 + 2. 9 = 点					点 3. 7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0. 4 + 2. 8 = 点		() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	点 14. 9点
	II. 品質	() × 0. 4 + 2. 9 = 点		() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	点 17. 4点
	III. 出来ばえ			() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	() × 0. 4 + 6. 5 = 点	点 8. 5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0. 2 + 3. 3 = 点				点 7. 3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0. 4 + 1. 17 = 点	I + II ≤ 5. 7 点				点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	() × 0. 4 + 1. 73 = 点					5. 7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0. 2 + 3. 2 = 点				点 5. 2点
7. 法令遵守等			() × 1. 0 = 点				
評定点合計							点 100. 0点
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認			履行 不履行 対象外	※ 不履行時：「7. 法令遵守等」の減点評価対象		

※ 中間検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評価点（中間が2回以上の場合は③を平均する）
中間検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評価点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※ 評定点合計は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの表記とすること。
なお、通知時はさらに小数点以下を四捨五入し、整数表記で通知すること。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 □□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 □□ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 □□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □□ 品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 □□ 元請が下請の作業成果を検査している。 □□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 □□ その他 理由：				□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする
●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						
	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 【全体を評価する項目】 □□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 □□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □□ 現場代理人が、工事全体を把握している。 □□ 設計図面と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □□ 監督員への報告を適時及び的確に書面で行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 □□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □□ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 □□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □□ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □□ その他 理由：				□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする
●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内での整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 使用材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全体において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば「e」評価とする
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…………… b ② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば「e」評価とする
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…………… b ② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指摘事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば「e」評価とする
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…………… b ② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指摘事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由：			☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば「e」評価とする
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満…………… b ② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が優れている	出来形が良好である	他の評価に該当しない	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		●評価項目 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ その他 理由：			☐ 出来形に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%) =() 該当項目数／() 評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満..... d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	品質が優れている	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)＝()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満..... d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事	品質が優れている	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%) = () 該当項目数 / () 評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満..... d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			☐ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば「e」評価とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 機械設備工事	品質が優れている	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%) = () 該当項目数 / () 評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満..... d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			☐ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば「e」評価とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 解体工事	品質が優れている	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 施工計画書に定められた手順・機械により適切に施工されている。 ☐ ほこり、騒音等に十分な対策を行った。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ 廃棄物の現場搬出及び処分場搬入の写真記録等が適切である。 ☐ その他 理由:			☐ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)=()該当項目数／()評価対象項目数 評価値が60%以上80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が60%未満..... d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

考査項目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■準備・後片づけ関係 ☐ 1. 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 2. 現地調査方法の工夫 ☐ 3. その他(理由:)
		■施工関係 ☐ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 9. 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 10. 照明・視界確保等の工夫 ☐ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ 15. プレハブ工法等を採用による工期短縮等の工夫 ☐ 16. 仮設施工等の工夫 ☐ 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ 20. その他(理由:)
		■品質関係 ☐ 21. 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 22. 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 24. 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 25. 品質記録方法の工夫 ☐ 26. その他(理由:)

審査項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■安全衛生関係 ☐ 27. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 30. 酸欠対策、有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 35. その他(理由:)	
		■施工管理関係 ☐ 36. 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ 39. CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 40. CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ 41. その他(理由:)	
		■その他 ☐ 42. その他(理由:) ☐ 43. その他(理由:) ☐ 44. その他(理由:)	
	記述評価 (■マークを付した評価内容を詳細記述)	評点: _____点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。

※2. 評価は各項目において1つ■マークが付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。

※5. 担当課長等が評価する「4. 工事特性」との二重評価はしない。

※6. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※7. 評価した内容を詳細評価欄に記載する。

審査項目	細別	県産品、県認定リサイクル製品キーワード一覧表	1点	2点	3点	4点	解 説
5. 創意工夫	Ⅱ. 県産品・県認定リサイクル製品	■県産品関係					
		1. 仕様書明記の県産品をすべて使用	□				仕様書に明記した県産品が全て(全品目・全数量)使われている場合には、加点■する。それ以外は空白□とする。
		2. 上記1の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用			□		仕様書に県産品の明記がある場合に、明記しているものを県産品で全て使用したうえで、明記のないものについて、県産品を全数量使用していれば上記■に加え、加点■する。(1点+3点)それ以外は空白とする。
		3. 仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用した				□	仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を全数量使用していれば加点■する。それ以外は空白とする。 ※「1.」または「2.」に該当していれば「3.」には該当しない。
		■県認定リサイクル製品関係		□			仕様書に県認定リサイクル製品の明記していない建設資材について県認定リサイクル製品を全数量使用した場合のみ加点■する。
		評点： 点 ・ 県産品、県認定リサイクル製品は加点評価とする。 ・ 加点は+6点～0点の範囲とする。 ・ 和歌山県けんさんびん登録制度に認定又はその定義に合致していれば県産品とする。ただし、県土保全環境技術の県外品を除く。 ・ 仕様書に記載している購入建設資材等を評価対象とする。諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とするが、創意工夫審査項目のその他で1点を加点できるものとする。	【県産品、県認定リサイクル製品の詳細評価】				※「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月25日付 技第1575号)により県産品及び県認定リサイクル製品の使用状況が提出されていたならば評価するものとする。

別紙5①

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(建築・設備工事等)

(担当課長等)

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 ()				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動を積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 ()				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

別紙5②-1

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(建築・設備工事等)

(担当課長等)

審査項目	細 別	対 応 事 項	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	■建物規模への対応 ☐ 1. 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 3. 大空間のホール等を有する建物 ☐ 4. その他(理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。	
		■建物固有の機能の難しさへの対応 ☐ 5. 対象建物の耐震レベル ☐ 6. 建物機能の特殊性 ☐ 7. その他(理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。	・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA種に属する工事 ・ 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		■建物固有の施工技術の難しさへの対応 ☐ 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ 11. その他(理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。	・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムを採用した工事 ・ 免震装置を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・ 仮設設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		■厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 12. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 13. 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 14. 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ 15. その他(理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。	・ 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・ 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		■厳しい周辺環境等、社会条件との対応 ☐ 16. 地中埋設物等の作業障害 ☐ 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 20. その他(理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。	・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事

別紙5②-2

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(建築・設備工事等)

(担当課長等)

調査項目	細 別	対 応 事 項	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	■ 施工現場での対応 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 21. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一次中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 23. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 27. 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 ☐ 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ 32. その他(理由: _____) ※ 上記の対応事項に1つに■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。	
	評 価	評定: _____ 点	【工事特性の詳細評価】

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. ■マークを付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価欄に記載する。

別紙5③

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(建築・設備工事等)

(担当課長等)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		●評価項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 ()				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。				

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		●評価項目 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したの となっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きが事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備されていることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足無く簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば「d」評価とする。		☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		●評価項目 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 出来形が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査職員が行った。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... a' 評価値が70%以上80%未満..... b 評価値が60%以上70%未満..... b' 評価値が50%以上60%未満..... c 評価値が50%未満..... d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査職員が行った。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90％以上…………… a 評価値が80％以上90％未満…………… a' 評価値が70％以上80％未満…………… b 評価値が60％以上70％未満…………… b' 評価値が50％以上60％未満…………… c 評価値が50％未満…………… d					① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。	
※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。								

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他 理由：					☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査職員が行った。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90％以上…………… a 評価値が80％以上90％未満…………… a' 評価値が70％以上80％未満…………… b 評価値が60％以上70％未満…………… b' 評価値が50％以上60％未満…………… c 評価値が50％未満…………… d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 機械設備工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他 理由：					☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査職員が行った。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90％以上…………… a 評価値が80％以上90％未満…………… a' 評価値が70％以上80％未満…………… b 評価値が60％以上70％未満…………… b' 評価値が50％以上60％未満…………… c 評価値が50％未満…………… d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

調査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 解体工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		●評価項目 ☐ 施工計画書に定められた手順・機械により適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ほこり、騒音等に十分な対策を行ったことが確認できる。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 廃棄物の現場搬出及び処分場搬入の写真記録等が適切であることが確認できる。 ☐ その他 理由:					☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば「d」評価とする。	☐ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補支持を検査職員が行った。 該当すれば「e」評価とする。
		●判断基準 評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... a' 評価値が70%以上80%未満..... b 評価値が60%以上70%未満..... b' 評価値が50%以上60%未満..... c 評価値が50%未満..... d ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

- ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
- ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

審査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		●評価項目 ☐ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ その他 理由:			☐ 出来ばえが劣っている。 該当すれば「d」評価とする。
		●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても「c」評価とする ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

審査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		●評価項目 ☐ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなれている。 ☐ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても「c」評価とする ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			☐ 出来ばえが劣っている。 該当すれば「d」評価とする。

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

審査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 機械設備工事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		●評価項目 ☐ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなれている。 ☐ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても「c」評価とする ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			☐ 出来ばえが劣っている。 該当すれば「d」評価とする。

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

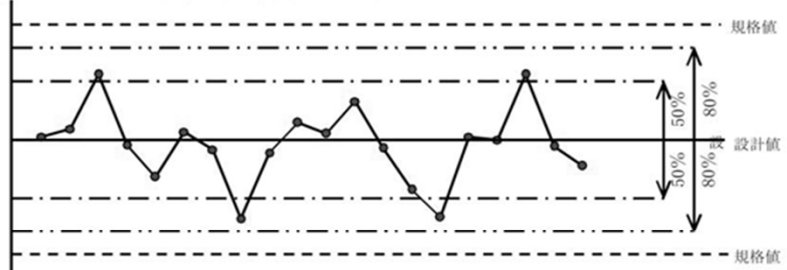
審査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ解体工事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		●評価項目 ☐ 使用材料等が適切に片づけられており、現場に残っていない。 ☐ 窪みやわだちがなく、整地の仕上がり状態が良好である。 ☐ 周辺環境への配慮がなされている。 ☐ 進入路や隣地境界とのすりつけ等がよい。 ☐ その他 理由: ●判断基準 評価値が90%以上..... a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満..... b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満..... c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても「c」評価とする ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。			☐ 出来ばえが劣っている。 該当すれば「d」評価とする。

出来形及び品質のばらつきの考え方

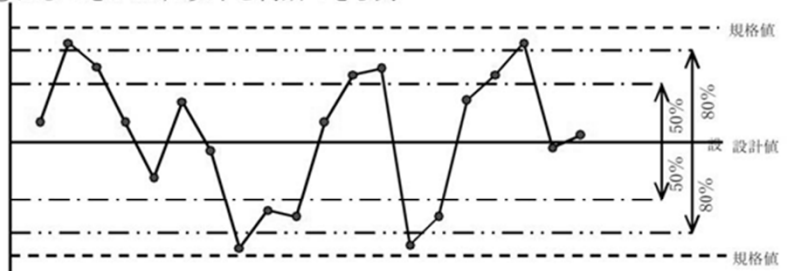
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

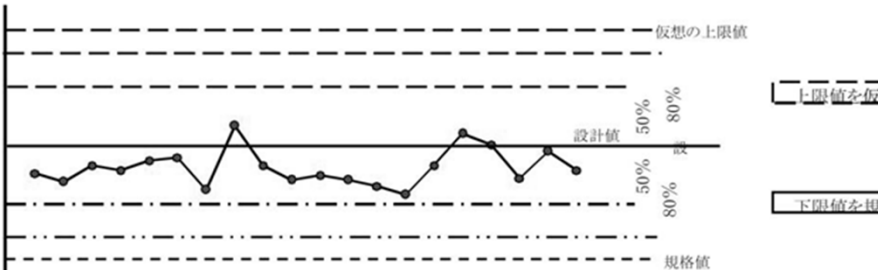
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

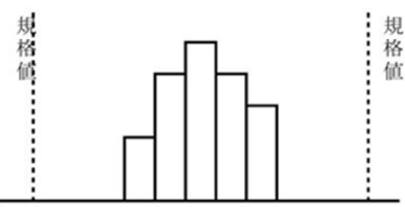


(下限値のみの場合)

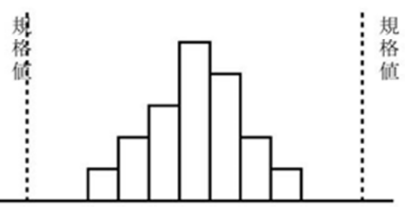


[度数表またはヒストグラムの場合]

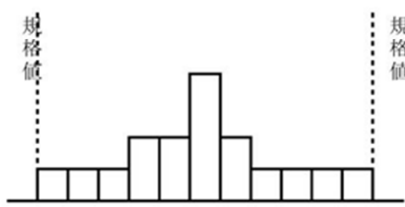
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



様式7-1

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工 事 名		受 注 者 名	
考査項目	評 価 内 容	事 例	
☐ 工事特性	☐ 建物規模への対応	延べ面積10,000㎡以上の建物	
		地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物	
		大空間のホール等を有する建物	
	☐ 建物固有の機能の難しさへの対応	対象建物の耐震レベル	
		建物機能の特殊性	
	☐ 建物固有の施工技術の難しさへの対応	建築材料、設備機材、工法	
		工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性	
		制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	
	☐ 厳しい自然・地盤条件への対応	湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	
		軟弱地盤、支持地盤の影響	
		雨・雪・風・気温等の影響	
	☐ 厳しい周辺環境等、社会条件との対応	地中埋設物等の作業障害	
		工事の影響に配慮すべき建物等の近接物	
		周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	
周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮			
☐ 施工現場での対応	長期工事における安全確保への対応		
	災害等での臨機の措置		
	施工状況(条件)に対応した施工・工法等		
☐ その他			
☐ 創意工夫	☐ 準備・後片づけ		
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類	
		工場加工製品等の活用、リサイクルの取り組み	
		施工方法の工夫	
		施工環境の改善	
		仮設計画の工夫	
		施工管理、品質管理の工夫	
	☐ 品質関係		
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮	
		安全教育・講習会・パトロールの工夫	
		安全対策への工夫	
作業環境の改善			
地球環境への工夫			
☐ 施工管理関係			
☐ その他			
☐ 県産品、県認定リサイクル製品	☐ 県産品関係		
	☐ 県認定リサイクル製品関係		
☐ 社会性等	☐ 地域への貢献等	周辺環境への配慮	
		現場環境の周辺地域との調和	
		地域住民とのコミュニケーション	
		ボランティアの実施	
☐ 施工体制	☐ 創意工夫や提案	施工前の創意工夫や提案	
☐ 施工状況	☐ 品質確保対策	品質確保のための特別な対策や独自の工夫	
	☐ 安全対策	安全管理のための臨機の措置	

1. 該当する項目の□にレマークを記入

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式7-2

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工 事 名				／
項 目		評 価 内 容		
提 案 内 容				
(説明)				
(添付図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別紙9 1, 500万円未満

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督員用

審査項目	採点者	監督員	a	監督員	b	監督員	c	監督員	d	監督員	e
	細別										
1 施工体制	I 施工体制一般		施工体制が非常に適切である		施工体制がほぼ適切である		普通である		施工体制がやや不適切であり、文書による改善指示を行った		施工体制が不適切であり、文書による改善指示に従わなかった
	II 配置技術者 〔現場代理人 主任技術者等〕		配置技術者が非常に適切である		配置技術者がほぼ適切である		普通である		配置技術者がやや不適切であり、文書による改善指示を行った		配置技術者が不適切であり、文書による改善指示に従わなかった
2 施工状況	I 施工管理		施工管理が非常に適切である		施工管理がほぼ適切である		普通である		施工管理がやや不適切であり、文書による改善指示を行った		施工管理が不適切であり、文書による改善指示に従わなかった
	II 工程管理		工程管理が非常に適切である		工程管理がほぼ適切である		普通である		工程管理がやや不適切であり、文書による改善指示を行った		工程管理が不適切であり、文書による改善指示に従わなかった
	III 安全対策		安全対策が非常に適切である		安全対策がほぼ適切である		普通である		安全対策がやや不適切であり、文書による改善指示を行った		安全対策が不適切であり、文書による改善指示に従わなかった
	IV 対外関係 〔関係官公庁 地元との調整 苦情の対応 関連工事 等〕		対外関係が非常に適切である		対外関係がほぼ適切である		普通である		対外関係がやや不適切であり、文書による改善指示を行った		対外関係が不適切であり、文書による改善指示に従わなかった
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい（規格値の概ね50%以内）		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい（規格値の概ね80%以内）		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、aおよびbに該当しない		出来形の測定方法又は測定値が不適切であり、文書で改善指示を行った		契約書第17条に基づく改造請求を行った
	II 品質		品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい（規格値の概ね50%以内）		品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい（規格値の概ね80%以内）		品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、aおよびbに該当しない		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であり、文書で改善指示を行った		契約書第17条に基づく改造請求を行った

※【創意工夫】については「別紙4⑥」を、【県産品、県認定リサイクル製品】については「別紙4⑦」を使用

別紙10 1,500万円未満

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

担当課長等・検査員用

審査項目	採点者 細別	検査員 課長等	a	検査員 課長等	a'	検査員 課長等	b	検査員 課長等	b'	検査員 課長等	c	検査員 課長等	d	検査員 課長等	e
2 施工状況	I 施工管理		施工管理が非常に優れている		—		施工管理がやや優れている		—		普通である		施工管理がやや劣っており、監督員が文書による改善指示を行った		施工管理が劣っており、監督員からの文書による改善指示に従わなかった
	II 工程管理		工程管理が非常に優れている		—		工程管理がやや優れている		—		普通である		工程管理がやや劣っている		工程管理が劣っている
	III 安全対策		安全対策が非常に優れている		—		安全対策がやや優れている		—		普通である		安全管理がやや劣っている		安全管理が劣っている
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい(規格値の概ね50%以内)。出来形管理が非常に優れている。		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい(規格値の概ね50%以内)。出来形管理がbより優れている。		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい(規格値の概ね80%以内)。出来形管理がやや優れている。		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい(規格値の概ね80%以内)。出来形管理がcより優れている。		出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、a～b'に該当しない		出来形の測定方法又は測定値が不適切であり、監督員が文書で指示を行い改善された		出来形の測定方法又は測定値が不適切であり、検査員が修補指示を行った
	II 品質		品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい(規格値の概ね50%以内)。品質管理が非常に優れている。		品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい(規格値の概ね50%以内)。品質管理がbより優れている。		品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい(規格値の概ね80%以内)。品質管理がやや優れている。		品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい(規格値の概ね80%以内)。品質管理がcより優れている。		品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、a～b'に該当しない		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であり、監督員が文書で指示を行い改善された		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であり、検査員が修補指示を行った
	III 出来ばえ		出来ばえが非常に優れている		—		出来ばえがやや優れている		—		普通である		出来ばえが劣っている		—
6 社会性等	I 地域への貢献等		地域への貢献等が非常に優れている		—		地域への貢献等がbより優れている		—		普通である		—		—

※【工事特性】については「別紙5②」を、【法令遵守等】については「別紙5④」を使用